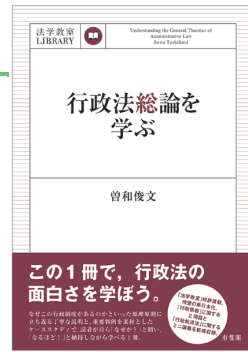


行政法総論を学ぶ

曾和俊文

2014年3月刊 / 510頁 / 本体3500円+税
A5判 / 並製



初級 中級 学習 学部 LS

Book Information

編集
担当者
から

本書は、本誌367号から390号に連載された「行政法を学ぶ」に、「行政情報」に関する書き下ろしの2編（「情報公開制度」と「個人情報保護制度」）と付録「ミニ講義：行政救済システムの概略」を付け加え、まとめたものです。

本書は、抽象的で学生に苦手意識のある行政法総論について、各行政制度がなぜあるのか、なぜこのような法理が形成されたのかなど、通常の教科書では当然の前提とされていることについて丁寧に説明をした上で、その法理が具体的にどのように適用されるのかを、裁判例をもとにしたケーススタディで紹介することで、読者の方が、自ら「なぜか？」と問い、「なるほど！」と納得しながら読み進めることのできる作りとなっています。まさに、「本書は、教科書と事例演習書との間をつなぐような本」（はしがき）です。

行政法総論を楽しんで学んでもらうために、紙面上も色々な工夫を凝らしてみましたので、是非お手に取ってみてください（鈴木）。

Point!

P

ケーススタディの解説が一見してわかるなど、行政法総論を楽しく学べるような工夫が盛りたくさん。

58 第4回 行政法の基本原則②

を行使することが合理的に期待できる事情があったなどの特段の事情のない限り、信義原則に反し許されないものと解するのが相当である」と判示した。
時効を定めているのは地方自治法236条であり、同条2項によれば「時効の適用を要せず。また、その利益を放棄することができない」とされているが、国・地方公共団体の間に違法行為があり、当該違法行為を信じ権利行使をしなかった私人に対して、時効を主張して支払を免れようとすることは信義原則に照らして許されないとされたのである⁵⁾。

Ⅲ. 信頼保護原則と損害の回復

行政機関の当該活動に係る法的基準が明確ではなく、信頼を保護するために求められる措置（救済手段）が損害賠償などの損害回復措置であるときには、法律による行政の原理との直接的な抵触はなく、Ⅱの場合と比較して信頼保護原則の適用が認められやすいといえる。どのような要件があれば信頼保護原則が適用されるのか、代表的な事例を検討してみよう。

(1) 企業誘致政策変更による損害の回復

【ケーススタディ⑥】 過疎に悩むA県B村では、工場誘致により地域経済の活性化を図ろうとして、C社に誘致を働きかけ、工場用地の無償提供などの便宜を図ることを約束した。B村の熱心な働きかけを受けてC社は製紙工場の進出を決め、機械設備を搬入し工場敷地の整地工事を終えた。ところが折しも村長選挙があり、誘致派の村長が落選し、誘致反対派の新村長が当選した。新村長はC社に対して工場建設に反対であること、建築確認申請手続に協力できないことなどを伝えた。C社は自社の能力を誇れない以上、工場建設・実施は不可能であるを判断して進出を断念した。しかし、既に投入した資力が無駄になったとして、工場進出に向けて準備した費用約5500万円の損害賠償をB村に対して請求する損害賠償請求訴訟を提起した。被告であるB村は、選挙によって民意が変化し、政策が変更されるのは民主主義のもとでは当然あり得ることであるから政策変更は違法ではないと主張した。損害賠償を認めべきか否か、あなたの考えを述べなさい。

5) なお藤田清隆裁判官は「本件のようなケースにおいては、(地方自治法236)条2項だが書い」(注)は「信義原則がある場合」(注)は「権利がある場合」として、その時期に必要及びその信義原則違反の性質につき論じる余地が認められる」と法廷意見を簡短している。

信頼保護原則 59

本件は沖縄実野産村事件をモデルにしたものである。地裁（那覇地判昭和50・10・1判時815号79頁）及び高裁（福岡高判昭和51・10・8民集35巻1号54頁参照）は、B村の協力拒否を違法というとはできないとしてC社の請求を却却したが、最高裁昭和56年1月27日判決（民集35巻1号35頁）は、信義原則の原則を重視して、協力拒否が相当因果関係のある賠償請求を認容し、事件を原審に差し戻した。

(a) 最高裁判示の内容

最高裁は、地方自治の原則から政策変更自体は当然あり得ることしつつも、本件では代償的措置を講ずることなく政策を変更することが違法とされた。中心的な判示部分を引用しておく。

地方公共団体が「単に一定内容の継続的な施策を定めるにとどまらず、①選定の対象に對して右施策に適合する特定内容の活動（B村への工場進出）を遂行することを前提的・具体的な活動とし、②協力を要するものである。かつ、③その活動が相当時期にわたる当該施策の継続を前提としてはじめてこれに投入する資金又は労力に相当する効果を生じうる性質のものである場合には、右特定の者は、右施策が右活動の基盤として維持されるものと信頼し、これを前提として右活動ないしその準備活動に入るのが通常である。このような状況のもとでは、……当事者間の関係を規律すべき信義原則の原則に照らし、その施策の変更にあたってはかかる信頼に對して法的保護が与えられなければならないものといふべきである。すなわち、④右施策が変更されることにより、前述の活動等に動機づけられて既遂のような活動に及んだ者がその信頼に反して右協力を拒否すれば、社会観念上看過することのできない程度の感情的損害を被るに、地方公共団体において右損害を補償するなどの代償的措置を講ずることなく施策を変更することは、それがやむをえない客観的事実によるのでない限り、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめるものといわなければならない」①～④以下は引用者が付加した。

(b) 最高裁判示内容の検討

この最高裁判決は、地方公共団体の政策変更原則として認めつつも、下線を付けた①～④の事情の下では、「損害を補償するなどの代償的措置を講ずることなく施策を変更すること」が信頼保護原則に反して違法性を帯びるものとしたのである。言い換えれば、代償的措置をした上での政策変更は違法であるということであるが、これは違法行為に伴う損失補償の事例と重なる。この領域では損失補償と損害賠償との近接が見られるのである。